

論題	日本人女性の対清国人婚姻形態と子女就籍問題について — 日清戦中戦後を中心に —
著者	岩壁義光
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告—人文科学— 第13号
ISSN	0910-9730
刊行年月	1987年(昭和62年)3月
判型	JIS-B5(182mm × 257mm)

日本人女性の対清国人婚姻形態と子女 就籍問題について

——日清戦中戦後を中心に——

岩 壁 義 光

目 次

- 一、はじめに
- 二、日清戦時下に於ける日本人女性の婚姻形態
- 三、日清戦後の子女就籍問題
- 四、むすび

一 はじめに

日本の居留地体制下にあつて、異民族として最大多数を占めてきた清国人の問題は、いわゆる「華僑」問題として、彼らの商業活動に研究の重点が置かれてきた。こうした視点は、居留地在住の外国人の活動の一端を考察する上では欠くことの出来ないものとなつてはきたが、一方で彼らの日本国内における生活の実態、ないしは異民族国家の中で生活者として、彼らが直面してきた問題を考察する視野を限定してきた事実は否めない。とりわけ、西欧人との比較で清国人の間に著しい特徴を見出すことの出来る日本人妻と、その間に生まれた子の問題は大きい。日本人妻の問題は、多くの場合「妾」問題として一括され考えられてきたが、その実体についての

考察が欠如しているために、彼女たちの全体像が今日的意味で理解され、結果的にその歴史的背景を無視することとなり、当時の問題を不鮮明なものとしている。このため、明治期に展開された国際間の婚姻問題、特に在留清国人と「内縁関係の女性」や、その間に誕生した子の就籍の取扱問題などが外交史的及び海外交渉史的側面では放置されてきた。⁽¹⁾

本稿では、清国人問題が法的にも、また感情的にも転換した時期とされる日清戦争期を中心としてその前後の婚姻関係、および就籍問題の分析を通じ、日本の居留清国人政策の特徴と清国人の対応の一端を中心にみていきたい。

二 日清戦時下に於ける日本人女性の婚姻形態

明治二七年七月に開始された日清戦争は、日清両国の外交関係を途絶したため、日本の各開港場に居留していた多くの在留清国人に大きな危機感をもたらした。こうした中で両国は戦時中も敵国の中に居留することになる自国民保護のため、双方に領事館及び公使館が行っていた外交上の事務取扱を米國に委ねることに決した。その一方、明治政府は対列強政策上からも日本にとって日清戦争が国際公法に従った「文明の戦争」として定義され続けなければならないとして、米國総領事による日本在留の清国人保護を認めるのと並行し、日本の法律を遵守するという条件の下に彼らの生命・財産の保護と就業の自由を公認したのである。これが陸奥宗光外務大臣の強

い指導下に立案され、布告された明治二十七年「勅令第三百三十七号」である。⁽²⁾しかし、この勅令はかかる保護の前提として居留清国人に日本国法を遵守するという証として、居住地区の關係官庁へ自己と家族關係などの自己環境の登録を義務付けた。しかし、この登録制の性格を額面通り敵国に在留を余儀なくされた清国人の生命・財産の保護と就業の自由を目的としたものと位置づけるのは疑問である。事実、実際に清国人の監視を規定するところとなった内務省の訓令「秘甲第二〇一号」は、清国人を「普通無条約国人民ニ比スレハ一層制限シタル地位」⁽³⁾に置くことを強調しており、この勅令に従い登録を済ませた清国人の日本国内における権利についても、あくまで「清国臣民ヲ以テ帝國臣民ト同一ノ國民権アルモノトシテ之ヲ保護」する立場に決して立つものではないことを特筆している。

この「勅令第三百三十七号」は、施行以後、戦時立法として居留清国人の日常生活をその細部までも規制することになり、日本人女性と在留清国人男性との婚姻に対しても大きな影響を与えることになった。

日本人女性と外国人男性との婚姻は、開港当初は外国人男性がいわゆる「妾」として日本人女性を「妻」とすることはあっても、正式に婚姻関係を結ぶことは少なかったようである。しかしながら、欧米男性との婚姻問題が増加し、特に日本人女性の既婚後の日本国内における財産所有権の問題を英国領事に質問されたのを契機として、明治政府は内外人の婚姻に関する法律の整備に取り掛かった。⁽⁴⁾こうして、明治六年三月十四日内外人の結婚を規定した「布告第百

三号」が発せられたのである。

この布告の成立と影響など詳細は別に譲るが、その特徴は認可制と、不動産の外国人所有を禁止したことにあつた。すなわち、その第一条で「日本人外国人ト婚姻セントスル者ハ日本政府ノ允許ヲ受クベシ」⁽⁵⁾との前提を掲げた後、その第二条では婚姻による日本籍の失効と復籍の際の許可の必要を規定し、第五条で「日本ノ女外国人ヲ婿養子ト為ス者モ亦日本政府ノ允許ヲ受クベシ」と明記するなど、国際結婚を徹底して管理下に位置付ようとした明治政府の基本的姿勢をここから明らかに読み取ることができる。また、不動産所有についても第四条の「外国人ニ稼スル日本ノ女ハ其身ニ属シタル者ト雖モ日本ノ不動産ヲ所有スル」ヲ許サス但シ日本ノ国法並日本政府ニテ定タル規則ニ違背スル」ナクハ金銀動産ヲ特携スルハ妨ケナシトス」が示すように、外国人へ不動産所有権が委譲されることを極度に回避しようとする姿勢が貫かれていた。例えば、明治十一年十月十一日、清国広東省広州府香山県出身の商人鮑坤興と横浜長者町在住の富岡カネの「婚姻願」⁽⁶⁾にも、「今般熟議ノ上同人江結婚仕候儀約定イタシ候因テハ家名相続ノ儀ハ養子留吉ヲ以テ追テ相続相致候筈最も明治六年中被仰出候 御規則ヲ遵奉シ不動産等決テ持参不仕候」と、養子による家名相続と共に不動産については「布告第三百三号」遵守が明記されたのである。

以後、日清間は勿論、日本人の国際結婚はこの布告によって規定されていたが、日清間の結婚許可に大きな転換点となつたのが、先述した「勅令第三百三十七号」であつた。この勅令が日清間の婚姻

に与えた影響について東京府の例を次に上げてみたい。

「勅令第三百三十七号」が在留清国人の登録期限日とした八月二十三日から約一ヶ月後の九月十八日、東京府下北豊島郡に本籍を持つ保戸塚梅五郎から、当時三九歳であつた津田角蔵（故人）の長女「イチ」の「結婚願^⑦」が東京府に提出された。

結婚願

東京府下北豊島郡上練馬村大字上練馬九拾壹番地平民保戸塚

伊太郎方全居平民戸主津田竹次郎後見人

保戸塚梅五郎

東京府下北豊島郡上練馬村大字上練馬九拾壹番地平民保戸塚

伊太郎方全居平民戸主津田竹次郎養叔母

津田イチ

安政三年二月廿二日生

右戸主竹次郎後見人保戸塚梅五郎奉願候前記戸主養叔母「イチ」儀ハ過ル明治七年七月中ヨリ原籍清国広東省肇慶府鶴山県人民本年八月第三百三十七号勅令ヲ奉戴シテ第四三号之登録ヲ受ケ當時横浜居留地前橋町百四拾七番地在留砂糖海産物商黄達卿方ニ被相届居候処今般熟議之上全人々結婚之儀自分へ被申聞依テ本人「イチ」及び親戚へ婚家之儀協議相遂ケ候処一同異議無之候間右結婚仕り度尤モ明治六年三月第三百三号之御布告ヲ謹守シテ不動産及び財産等ハ持参不仕候因テ該結婚之儀御聞届被成下度別紙黄達卿結婚証書相添親戚連署ヲ以テ此段奉願上候也

明治廿七年九月十八日

東京府下北豊島郡上練馬村大字上練馬九拾壹番地平民保戸塚
伊太郎方全居平民戸主津田竹次郎後見人
保戸塚梅五郎^⑧

保戸塚梅五郎^⑧

東京府下北豊島郡上練馬村大字上練馬九拾壹番地平民保戸塚
伊太郎方全居平民戸主津田竹次郎養叔母右本人
津田イチ^⑨

津田イチ^⑨

東京府下北豊島郡上練馬村大字上練馬九拾壹番地平民右イチ
甥親戚従弟
保戸塚伊太郎^⑩

保戸塚伊太郎^⑩

東京府下北豊島郡上練馬村大字上練馬九百二番地平民右イチ

甥親戚従弟

関口喜之助^⑪

東京府知事三浦安殿

この結婚願書は、「以ち」と竹次郎の「戸籍写」と、黄が身元保証を得るため米国総領事に提出した「結婚証書」と同総領事代理の保証書が添えられて東京府へ提出され、十月六日内務大臣井上馨の決済を経て、同月二十日婚姻が成立している。

一般的に結婚願書受付で形式的に問題にされるのは、人身売買への懸念から両者が結婚年齢に達しているか、重婚の恐れがないかであった。このため、提出書類受付にあたってはこの二点が再度確認された。しかし、この度の提出書類の内容は従来とはいくつかの点で異なっていた。まず第一に、清国人たる黄達卿がすでに「第三百

十七号勅令ヲ奉戴シテ第四三号之登録ヲ受ケ」ている事実を明記している点である。このことは黄の提出した「結婚証書」にも、「第百三十七号勅令 第四三号之登録ヲ済之者」と明記されていることから登録の有無の重要性が知られる。さらに、第二点目として日清両国民間の結婚に米國という第三國が介入していることである。先述のごとく、日清間の外交事務が停止してからは、米國が居留清國人保護の上からその事務取扱を代行していたので、この介人は当然と言えば当然のことではあるが、しかし米國の清國人保護は文字どおり事務代行 (IN CHARGE OF THE AFFAIRS OF THE SUBJECTS OF THE CHINESE EMPIRE) であつて、包括的な保護をその対象としてゐるものではなく、裁判管轄權を持たない表層的なものであつた。従つて、黄の提出した「結婚証書」に対する在横浜米國総領事マクアイバー代理ジョー・H・シードモアの發給した保証書も、

No objection is known at this office to the marriage of Wong Dat Hing, a Chinese subject, merchant, of Yokohama, to Ichi, first daughter of Tsuda Kakuzo, a Japanese subject, of Tokio Fu ka, Kitayoshimagori, Kami Jimamura, Aza, Kami Jimma, No. 91.

と簡単な内容であり、このような証明書中に *Kitatosimagori* と *Kitayoshimagori*, *Neirimamura* を *Jimamura* に記すなど地名の誤りが目につく。こうした例は「いち」と時を同じくして結婚願を東京府に提出した大野サダの場合も、身元保証人と

なつてゐる実父大野七郎兵衛の名を *Shichigorobei* と記載するなど単純なミスが多い。身元保証の確認証である以上、誤記載は許されないはずであるにもかかわらず、かくも単純な誤りがなされるのは、米國側の在留清國人保護の内容を物語つてゐると同時に、こうした保証書が一面では形式主義の上に展開されていたと考えざるを得ない。

こうした形式主義と複雑な手続きの中に、日清両國間の婚姻が實際問題の種を潜在的に内包した好ましからぬ結婚であり、これを排除しようとする、血の國際化とはかなり隔つた、血統主義を偏重する明治國家の論理の帰結をここに見い出さざるを得ない。

三 日清戦後の子女就籍問題

「布告第百三号」により婚姻を成立させた日本人女性は、夫婦同一國籍主義に基づいた同布告第二条により清國籍に編入された。また、彼女から誕生した子も、親子同一國籍主義により父の國籍である清國籍に編入されたのである。もっとも血統主義を基礎とする親子同一國籍主義に従つた関係が完全に展開されるならば、本稿の脱稿はあり得なかつたのだが、現実はかかる法的手続きを経て夫婦として自己共に認知された例は、これから述べるようにむしろ少なくなつたと考えられる。先述した富岡カネや津田イチの例、さらに小野サダの場合も結婚前から後日の夫となる清國人の商店に使用人として同居しており、その延長線上で婚姻関係が成立している。敢えてこ

れを換言すれば、結果としての婚姻であった。逆な見方が許されるならば、結果として婚姻関係を成立し得なかった女性たち、つまりいわゆる「妾」と呼ばれた「内縁関係の女性」の存在は、日清間の婚姻問題を考える上では決して無視し得ない重要な問題であった。⁽⁹⁾

こうした女性たちの実数については、残念ながら今日確定することとは殆ど不可能となっている。しかし、彼女らが産んだ子に対して実父が行った認知件数から、法的手続きを経た夫婦に対する彼女らの絶対的多数を、相対的ではあるが理解することが出来る。なぜなら、先にも述べたように「布告第百三号」により婚姻関係を結んだ夫婦間では、基本的に誕生した子の認知は不必要な行為であり、それ故に認知件数は「内縁関係の女性」の絶対数に相対的に比例すると考えられるからである。

ところで、その前提としていま問題にしている「内縁関係の女性」の生んだ「私生児」と、その「移籍」について簡単にここで触れておく必要がある。

次の史料は、明治二三年四月七日山県有朋内務大臣、山田顕義司法大臣、青木周藏外務大臣の連名で神奈川県が発した伺に関する回答である。この神奈川県伺とは、英国人男性エヌ・ピー・キングドンと日本人女性歌川ムラの間誕生したキング・キク・キングドンの就籍に関し、神奈川県側から指示を仰いだものである。

送第六五号

廿三年四月七日達済

司法省指令民第六五三号⁽¹⁰⁾

神奈川県

明治廿二年十月十日附外第八十号伺本邦婦人ト外国人ノ間ニ生シタル私生児転籍之件左ノ通心得ベシ

外国男子ト日本婦人トノ間ニ生シタル私生児ハ明治六年第廿一号布告内国人私生児同様タルベキヲ以テ必ス婦女ノ籍ニ登録スベキモノトス

右私生児ノ父タル外国人ニ於テ其私生児ヲ己ノ子ト認メ又ハ其父母正當ノ手續ニヨリ結婚シ其子ヲ嫡子ノ子ト為シ自國ノ籍ニ編入セントスル場合ハ其母及母方親戚ノ承諾及其子丁年以上ナル時ハ本人ノ承諾ヲ証明スヘキ書類ヲ添ヘ本國ノ当該庁ヲ経テ我政府ヘ許可ヲ出願スヘキ旨達スベシ

明治廿三年四月七日

(大臣連名略——筆者)

この史料から「私生児」の「移籍」問題については、国内法である「布告第二十一号」⁽¹¹⁾を適応することが指示されていたことが分かる。明治法制下において、「私生児」問題を定義したのは明治六年一月十八日に発せられたこの「布告第二十一号」であった。この布告は、「妻妾ニ非サル婦人ニシテ分娩スル兒子ハ一切私生ヲ以テ論シ其婦女ノ引受タルヘキ事」という簡潔な条文であり、その内容は明治十三年「布告第三十六号」により「妾」の称が抹消された⁽¹²⁾以外はそのまま存続し、現在考察の対象となっている日清戦中戦後期に

も法的効果を有していた。布告によると、明治十三年以降において法的な成婚を経ないで男女間に誕生した子は私生児と見なし、その籍については母方に入籍することを規定している。この条項を先に掲げた「司法省指令第六五三号」の指令に従わせると、「私生児」は母の籍に入れられ日本人としての国籍を有することになる。さらにこの布告には但し書があり、実父が確定した場合の子の処遇を「男子ヨリ己レノ子ト見留メ候上ハ婦女住所ノ戸長ニ請テ免許ヲ得候者ハ其子其男子ヲ父トスルヲ可得事」と規定している。これによると実父が子を実子と認知すれば、実母はそれを戸長に申請し父方の籍に編入し得るのである。この「申請」と「免許」が、日本国籍からの移籍の申請とその許可を意味していることは言うまでもない。

こうした手続きは内務省によって処理されたが、対外問題と深く関わりを持っていたことから、その結果は内務書記官から外務書記官へ通知された。つぎに北海道函館区在住の松田カトの申請許可通知書を例にして、「男子ヲ父トスルヲ可得事」の内容を確認しておきたい。

廿五年十月三十一日接受⁽¹³⁾

(主幹) 政務局栗野慎一郎・早川

北甲第二六七号ノ内

受第一三三七五七号

北海道函館区東川町平民松田弥蔵長女カト私生児允昌儀ハ清国

浙江省寧波府慈谿縣章橋鎮故刀永祥ノ実子ニ付同国籍へ引取度旨
親族張芹生ヨリ願出今般許可相成候条命ニ依リ此段及通牒候也
明治二十五年十月二十九日

外務書記官 御中

内務書記官

この文書は、先述したように内務省から外務省への照会文書である。松田カトに与えられた許可は、カトの子「允昌」が清国人「刀永祥ノ実子ニ付同国籍へ引取度旨」についてであり、ここに日本国籍を有していた允昌が清国籍へ移籍することを許可されたことが確認できるのである。

こうした認知による移籍は、一般的に清国への例が最も多かったようであるが、以下外務省記録『内外人民間出生ノ子女就籍通知雑件』(以下『就籍通知雑件』と略す)ハ⁽¹⁴⁾を⁽¹⁴⁾を用いて検証してみた。

第一表は、明治二十五年十月から同三十一年七月迄に内務省から外務

第一表 父親国籍別一覧

国	籍	延べ件数
	清	128
ド	イ ツ	8
ス	イ ス	3
ポ	ル ト ガ	2
ア	メ リ カ 合 衆 国	1
ロ	シ ア	1
ト	ル コ	1
	計	144

第三表 全国及び横浜在留清国人数

年次 (12月末)	全国在留 清国人数 (a)	横浜在留 清国人数 (b)	a / b (%)
明治25	5,574	3,339	59.9
26	5,343	3,325	62.2
27	1,576	1,173	74.4
28	3,642	1,808	49.6
29	4,533	2,268	50.0
30	5,206	2,743	52.7
31	6,130	3,248	53.0

『日本帝国統計年鑑』各年度版ヨリ作成

第二表 母親出身地別一覧

県名	地域名	件数	県名	地域名	件数	
神奈川県	横浜市	33	千葉県	君津郡	1	
	高座郡	20	愛知県	愛知郡	1	
	久良岐郡	15		碧海郡	1	
	三浦郡	10	香川県	山田郡	1	
	鎌倉郡	9		小豆島	1	
	橘樹郡	8	埼玉県	南埼玉郡	1	
	都築郡	3		広島県	安芸郡	1
	足柄下郡	1	新潟県	佐渡郡	1	
	大阪府	大阪市		7	石川県	鹿島郡
		石川郡	1	静岡県	賀茂郡	1
兵庫県	神戸市	5	計		128	
			東京府	東京市	2	
荏原郡	1					
北海道	函館区	3				

省に照会された認知による移籍状態を国別に調べたものである。延べ件数一四四件について国別に件数を検討してみると、清国一二八件、ドイツ八件、スイス三件で以下それに続くが、清国が全体の約八八・九%を占め、圧倒的な認知件数、すなわち移籍件数を示しているのが特徴的である。本論を少し前に戻せば、如何に広範に清国人との間に「内縁関係の女性」が存在していたかを推察し得る。さらに清国人の「内縁関係の女性」を出身地別に分類した第二表から、こうした女性達が神奈川県、特に横浜を中心に集中していたことが分かる。明治期を通じて横浜は最大の清国人在留地となっていた。ちなみに、第三表に見られるように、明治二五年には三三三九人、同二六年三三二五人、日清戦争が勃発した同二七年は清国への帰国者が続出したため激減し一一七三人、同二八年一八〇八人、同二九年二二六八人、同三十年二七四三人、最後の同三一年には三二四八人の上っており、これらの数値は日本に在留する全清国人のそれぞれ五九・九%、六二・二%、七四・四%、四九・六%、五〇・〇%、五二・七%、五三・〇%を占めていた。こうした事実から、清国人を「内縁関係の男性」とする女性が、比較的横浜に多くなったものと思われる。

それでは、彼女らは特殊な職業、ないしは特殊な立場の女性たちであったのか。

すでに述べたように、清国商人の家に奉公人として住み込んだ女性性が、「内縁関係」になるケースが極めて一般的であったようである。このことは、『就籍通知雑件』のほかにもいくつかその例を上

第四表 母親身元保証人続柄

続柄	件数
長女	17
庶子	2
庶女	1
庶次	23
三四	5
四五	3
娘	1
姉	12
妹	27
姪	3
従叔養	2
養養	1
同	2
無保	2
証	4
人	20
計	128

げることが出来る。日清両国の父母の間に生まれ、清末民国初めにかけて数奇な運命をたどった作家の蘇曼殊の母も、十九歳の時に万竜茶行の買弁を務めていた曼殊の父蘇傑生に日本人の「下女」として雇われ、のち曼殊を生んだが実家に曼殊を連れ逃げ戻っている。⁽¹⁶⁾おそらく富岡カネも津田イチも小野サダも「下女」として奉公する内に、何等かの理由により主人と内縁関係になったものと思われる。第四表は彼女らと身元保証人との関係の一覧表である。これによると比較的長女、次女、姉、妹などに集中しているが、特に大きな理由があつて偏重しているとは考えられない。このことは、清国人の家へ家族の女性を「奉公」に出すことが特異なものとして意識されていなかったことを示していると考えるべきであろう。むしろ、どちらかと言えば「農村にも漁村にも人口は余り返つて」⁽¹⁶⁾いる状況のなかで、「家に居ても仕様のない娘たちを一つ返事で喜んで稼ぎに出す」様な社会状況の存在が、若い女性たちを女工として製糸会社に勤めさせたのと同じように、彼女らを清国人商家へ奉公させたものと考えるのが自然であろう。当時、「南京町」と呼ばれた居留地

内の中国人街は環境が余り良くないと噂されており、⁽¹⁷⁾奉公に出るに際しては確かに可能性として雇主と「内縁関係」となることを考えた者も一部にはあつたかもしれない。しかし、可能性として論じられる場合には、それは清国人に限られたことではない。むしろ重要なことは富国強兵という近代化を国策上の急務としたことから、その重税に喘いでいた親や兄弟などの身元保証人達の多くが、当時の社会的環境下に「家に居ても仕様のない娘たち」を奉公に出していた事実である。そして、そのことを彼らが基本的には速効性のある「口減らし」と考え、現金の収入の一方法としていたと推論するのは行き過ぎであろうか。

もっとも、全く身元保証人も無いまま、子の移籍を願い出ている女性が二十人いることから、こうした中には単なる奉公のみを目的として清国商人と接近したのではない女性、すなわち賤業などを目的に接近した者も含まれている可能性も否定は出来ない。しかしながら、その一方で横浜に居留していた周達清と渡辺ワカの場合のよう⁽¹⁸⁾に、三人の子を順次三回に亘って父方に移籍している例が示すよ

第五表 清国人出身省別一覧

出身省	延べ件数
省	96
省	11
省	5
省	4
省	1
省	1
詳	10
計	128

第七表 広州府内県別出身一覧

県 別	件 数
香 山 県	34
南 海 県	14
順 德 県	9
新 会 県	8
新 寧 県	3
新 海 県	2
新 安 県	2
花 禺 県	2
番 水 県	1
計	77

うに、同一の父母の間で誕生した複数の子の移籍が何回かに亘って実施されている十三組の事例の存在から、「内縁関係の女性」は日本国法たる「布告第百三号」によって正式な夫婦とは認められてはいないにせよ、実生活の上では「夫婦」としての社会生活を営んでいた場合は少なくはなかったのではないかと考えられる。さて、この点をより明確にするために、次ぎに父である清国人について簡単に検証を試みてみたい。

先に史料として引用した『就籍通知雑件』中で父親であることが

第六表 清国省府別出身一覧

省 名	府 名	件 数
広 東 省	広 州 府	77
	肇 慶 府	16
	惠 州 府	3
浙 江 省	寧 波 府	9
	嘉 興 府	2
江 蘇 省	松 江 府	3
	蘇 州 府	1
	鎮 江 府	1
福 建 省	福 州 府	2
	泉 州 府	2
湖 北 省	横 州 府	1
直 隸 省	天 津 府	1
不 詳	不 詳	10
計		128

第八表 年次別就籍件数対清国一覧

年 次	全件数 a	清件数 b	a - b
M25	1	1	0
26	5	2	3
27	0	0	0
28	10	8	2
29	40	33	7
30	45	43	2
31	43	41	2
計	144	128	...

確認された清国人延べ一八人について、各省別にみたのが第五表である。従来から指摘されているように、広東省出身者が横浜・神戸を中心に日本における華僑の主流となっているが、この表もそれに準じた結果となっている。特に第六表の省府別一覧から、広州府と肇慶府出身者が延べ件数で全体の約七二・七%に上っているのは注意すべき点であろう。さらに、第七表の広州府出身者の県別一覧は、「内縁関係の男性」が香山県を最大の出身地としている事実を明らかにしている。香山県は、申すまでもなく横浜に清国人を送り出した広州府下で最大の県である。²⁰⁾

今まで見てきたように「内縁関係の男性」の出身地傾向と在留清国人一般の出身地傾向の類似は、まさに彼らが在留清国人社会において特異な存在ではなく、ごく一般的な存在であり、ある意味では彼らの社会の縮図であることを物語っている。このことは、「内縁

「關係」の男女と両者の間に誕生した子の存在が、合法的ではないにせよ当時にあつては一般的な「婚姻形態」「親子形態」として存立していたことを物語る証拠と言えよう。

しかし、「親子形態」は日清戦争を契機に新しい局面を迎える。特にその就籍数が激増するのである。

第八表は年次別の就籍件数、すなわち日本籍から清国籍に移籍した子の件数を示したものである。この表から明らかに読み取ることが出来るのは、日清戦争を境に清国籍への移籍が劇的に急増していることである。ちなみに、清国籍への移籍と清国籍以外への移籍とを比較してみると、後者は明治二九年を除けばほぼ横這いであるのに対して、前者は明治二五年を一とするとなつて八年は八倍、翌二九年は三三倍、三〇年四三倍、三一年四一倍に達している。

こうした現象をもたらした理由を確定することはなかなか出来ないが、その遠因としては日清戦争により日本人の中に増長された清国人蔑視に対する在留清国人側からの対応を上げることが出来よう。

在留清国人達は、戦後も戦時立法であつた「勅令第三百三十七号」の拘束下に置かれ、戦中同様に日本国法の遵守を必須条件として、自らの生命・財産の保全と就業の自由を一応は保証されていた。しかし、日清通商航海条約締結以後、戦時中に失われた裁判管轄権は回復されず、また欧米と日本との間で実現した条約改正による居留地の消滅をも意味する内地雑居の利益も得られず、彼らの商業活動は著しく停滞を余儀なくされていた。こうした清国人を無条約国人

以下の地位に位置づけようとするような行動は、一方では「法を守らぬ清国人」という偏見によるところが大きかつた。確かに日清戦前から居留地の「南京町」における賭博行為やアヘン吸煙などの社会問題、生活習慣の相違からくる保健衛生上の問題など、日本人社会には清国人に対する偏見が次第に培われていたが、これを決定的なものとしたのは言うまでもなく日清戦争における清国の敗戦であつた。

こうした偏見に対して、在留清国人はその対応に神経質にならざるを得なかつた。例えば、時代は若干下がるが、明治三二年六月「横浜中華人民会館」董事鮑焜はじめ、神戸、長崎、函館の在留清国人総代九名が提出した内地雑居の許可願には、在留清国人が「貴邦人ノ排斥セサルヘカラスト述フル所モ亦理由ナキニアラス」として、三点を強いて上げている。特に「其一」の「支那下等社会ハ無教育ノモノ多シ若シ雑居ヲ許サハ恐クハ日本ノ風俗及衛生ニ害アラント」と、「其二」の「支那人儉ヲ以テ主トナシ在留国ト同化セス唯タ積儲ヲ務メテ之ヲ故国ニ持チ帰ル若シ雑居ヲ許サハ日本ノ経済ニ妨ケアラント」の二点は、彼らのこの問題についての深刻な認識ぶりをよく示している。こうした偏見に対する清国人の対応は、「今長崎神戸横浜三港ニ居留スル支那人ハ皆能ク貴邦ノ法律ヲ守リ従来ノ弊風漸ヲ逐ヒテ漸滅ニ帰セントスルコト貴邦人ノ皆知ル所ナリ若吾国人ニシテ犯罪ノ所為アラハ直ニ貴邦法律ニ照シテ懲治センノミコレ深慮スルニ足ラサルノ一ナリ」というものであつた。日本国法の遵守を強く打ち出している背景には「勅令第三百三十七号」への配

慮が窺われるが、同時に現状でも欧米人に比較して数歩も後退している居留条件を、さらに悪化させてしまう可能性のある日本人の清国人排斥熱に対する強い警戒心がその根底にあったものと考えられる。

以上のような背景の下に、清国人社会の日本国内における評価の上昇を目的として、慣習による「親子関係」から離れ、日本国法を遵守した親子形態、つまり清国人父親による広範な認知行為が実施されたのではなからうか。こうした行動が個々の在留清国人の私意によって実行されたとも思えるが、雑居許可願いを提出した「中華人民会館」の動きや「就籍」に見られる広東省出身者の積極的な認知行動から、同郷組織である幫など何等かの組織の介在があったとみる方が自然であろう。⁽²⁴⁾しかし、こうした動きも純然たる日本人である「内縁関係の女性」にまでは及ばず、日清戦後から明治三一年迄の間で、現在史料として確認できる新たな婚姻関係を結んだ例は極めて少ない。このことは、在留清国人が本国に妻を持つある種の「出稼労働者」的性格をもっていた特性から、既婚者との重婚を防止する意味からその婚姻が不可能であった事例もあるであろうが、しかしその一方でそうした妻帯の清国人が離婚を経て日本人女性を妻としなかった事實は、換言すれば「華僑社会」の排他的とも言える自己保全と、清国人社会の慣習の堅さを示す一例と言えなくはない。

四 む す び

以上考察してきたように、在留清国人と日本人女性との婚姻形態は、明治六年以降、基本的には欧米人同様に「布告第百三号」により規定され、法的には欧米人と同等の扱いとなっていた。ただしその基本は、前提として国際間の婚姻に対する許可制の導入にみられる国家の介入であり、このことは注目すべき事実である。また、夫婦同一国籍主義による妻の夫の国籍への編入が建前とされ、両者間に誕生した子についても親子同一国籍主義により父の国籍に編入されるのが一般的であった。しかしながら、日清戦争の勃発による両国間の外交関係の途絶は、「勅令第百三十七号」による新しい規制を在留清国人に負わせた。こうして、彼らの生活はあらゆる面でこの勅令の監視下に入ることになった。婚姻もその例外とはならず、清国人と日本人の婚姻は、清国人が「勅令第百三十七号」に従った登録済み清国人であることが重要な婚姻許可の基準とされることとなった。また、清国領事の事務取扱をなしていた米国総領事の保証書の必要も新たな手続きとして、在留清国人達を手間取らせることとなった。

一方、日清間の婚姻関係で特徴的なのは「内縁関係」にある「夫婦」の広範な存在であった。彼らはいわゆる法的な手続きを踏んでいない「内縁関係」にあった男性と女性であったが、「内縁関係の女性」の多くは当時広範に存在した「女工」への道を歩みつつあった女性とほぼ同じ範疇に属する者たちであり、彼女らは清国人商家

へ住み込みとして働く間に「内縁関係」となった者が多く、彼らの存在は幕末以来の歴史と強い慣習に支えられて、実質的には「夫婦」として生活を共にしていた。また、その間に誕生した子は国内法により処理され母の国籍に入れられたが認知により父の国籍に編入される例が少なからず見られ、特にその傾向は日清戦後に顕著となった。こうした傾向は、居留地体制の崩壊により従来固持してきた清国人社会の慣習の安直な再生産が困難になったことを示すと共に、日清戦後の対清蔑視の感情が深刻化した日本の社会で、商権の拡張と生活基盤の安定を目指した在留清国人の地道な対応の一つであつたと言える。

(1) には、一貫して日清間の婚姻に代表される国際結婚を自己の管理下に位置づけ、その間に誕生した子の去就さえもその監督下に位置づけようとした明治国家の異民族に対する姿勢と、異民族の中で個々の状況に対応しながらも、なお一方で排他的とも思えるほど自らの民族性を重視して生き抜こうとする在留清国人の、すなわち「華僑」の姿とを見ることが出来る。

〔註〕

- (1) 国際間の婚姻については、当然のことながら国際法の見地からアプローチがなされてきた。本稿においても国際法の観点から田代有嗣『国際法逐条解説』（日本加除出版 昭四九）を主に参考とした。しかし、国際法の研究視点では、国際間の婚姻の婚姻法に対する場合が問題とされたり、婚姻法自体の国際法との関係が主に論じられているために、婚姻関係を結ぶ当事者間の歴史的背景などが捨

象されている嫌いがある。従って、本稿では国際法の問題については先学の業績に依拠することとし主な論点としてはいない。

また、「華僑」の社会的・経済的側面を重視して言及した代表的著書として内田直作『日本華僑社会の研究』（同文館 昭二四）、概説書では須山卓、日比野丈夫、蔵居良造『華僑』（日本放送出版協会 昭五七）などを参考とした。

- (2) 明治二七年八月に発せられた「勅令第百三十七号」の成立と日清戦争勃発期の居留清国人保護については拙稿「日清戦争と居留清国人問題」明治二七年『勅令第百三十七号』と横浜居留地（『法政史学』三六）参照。

- (3) 「一〇、清国臣民取締心得ニ関シ通知」（東京都公文書館蔵『明治二七年 第一種 官房文書類別 外務 公使館撤回及保護』620-B8-12）

- (4) 「内外人民婚嫁規則設立一件提要」（外務省外交史料館蔵 外務省記録『明治六 内外人民結婚雜件』387-A）

- (5) 内閣官報局『法令全書』明治六年三月 頁一三二～一三三（原書房復刻版）

- (6) 「神奈川県下平民富岡カネ清国人ト結婚之件」（前掲『明治六 内外人民結婚雜件』387-A）。同文書には「結婚願」と共に県庁に提出された文書として、横浜在留清国正領事官范錫明の神奈川県令野村靖宛照会状、および鮑坤興の「結婚之儀照会願」が添付されている。「結婚之儀照会願」は、結婚願提出の経緯を知る上で興味深いので次に掲げておく。

本人願書ノ写

結婚之儀照会願

商 鮑坤興

右坤興申上候私儀広東省広州府香山県ノ者ニシテ現今横浜外国人居留地第百五拾七番地ニ住居セリ東洋渡航以來横浜ニ来リ生計ヲナス丁既ニ多年ヲ歴嚮キニ縫針ノ人ヲ需メテ日本人兼女ナルモノヲ得雇フテ権リニ内事ノ補助ニ充テタルニ甚タ力ヲ得タリ今度彼レカ父母私ノ誠衷ヲ尚フ見テ倚頼スベキ者トシ永ク該女ヲ嫁シ坤ト夫妻ヲナシ其終身ヲシテ主アラシメ百年偕老ヲ致サシメン丁ヲ願ヒ該兼女ニ於テモ其意之ヲ榮シミ相從ヒ志節ニ有ラス因テ業ニ媒酌ヲ情フニ林值春ナルモノ任シテ撮合倡ヲ賦ス然シテ坤惟フニ例規須ラク地方官へ報明スベクシテ嚮キニ日本官庁如斯案ヲ成セシ丁有シ伏シテ乞クハ

仁憲文ヲ神奈川県庁ニ移メ結婚ノ証ヲ恩給セラル、ニ至ラシメラレハ坤得テ以テ憑據トナシ他日子女ヲ携ヘテ同ク郷国へ旋リ上ニ慈親ヲ慰メ悦ヒ実ニ涯リ無キヲ頂カン此ニ請願ヲ書シテ

理事府大老爺ノ台前ニ赴ク恩ニ施行ヲ准ルサレヨ

光緒四年九月初一日

鮑坤興
保証人 陳瑞祥

- (7) 「内外人結婚ニ関スル書類」(東京都公文書館蔵『明治二十七年 第一種 官房文書類別 外務』620-B6-12)
- (8) 拙稿「日清戦時における日本人女性と居留清国人間の婚嫁問題について」(『博物館だより』一七—二 神奈川県立博物館) 頁六
- (9) 臼井勝美「横浜居留地の中国人」(『横浜市史』第三巻下 昭三八) は、「内縁関係の女性」について「居留中国人のうち、若干生活に余裕のあるものが、日本人女性を雇入れしばこれを妾としたこ

とは、新聞紙上を賑わした」(頁九〇二)ことに触れているが、臼井もこうした「妾」が「事実上の夫婦と異ならなかった」点に留意している。

- (10) 「横浜居留英人」『エヌ・ビー・キングトン』本邦人歌川『ムラ』トノ間ニ挙タル私生児『キング・キク・キングトン』ノ国籍ニ関シ同国公使ヨリ照会竝ニ同国へ転籍一件」(外務省外交史料館蔵 外務省記録『内外人民間出生ノ子女就籍取扱雑件』38-72)
- (11) 前掲『法令全書』明治 六年一月 頁一七
- (12) 同上
- (13) 外務省外交史料館蔵 外務省記録「内外人民間出生ノ子女就籍通知雑纂」38-79
- (14) 第一表から第八表のうち、第三表以外の表は前掲「内外人民間出生ノ子女就籍通知雑纂」を資料として、作成したものである。各通牒には申請官庁番号、内務省接受番号、接受日、記録課接受日、主管印、政務局調印等が記されているが、表作成にあたり特に必要と思われないものは省略した。
- (15) 柳亜子「蘇曼殊伝略」(飯塚朗訳『断鴻零雁記』解説 頁二七九 東洋文庫 平凡社 昭四七)
- (16) 細井和喜蔵「女工哀史」(岩波文庫 昭四八) 頁五三
- (17) 前掲「横浜居留地の中国人」頁八九一〜八九五
- (18) 渡辺ワカと周達清の場合は、はじめ周阿定を明治二九年二月に、次の林蔵を同年六月に、さらに遠昌を同三一年四月に清国籍に移している。阿定以外は文書には周の姓が無い。この文書中で子の姓を付けているのは稀である。また、林蔵の場合には「明治二十六年十月十五日」と生年月日が明記されており、誕生後直ちに入籍した場合

と、遅れて入籍した場合があったようである。(前掲「内外人民間出生ノ子女就籍通知雜纂」387-9)

- (19) 内田直作『日本華僑社会の研究』(同文館 昭二四)頁一六五。内田は広東省出身者の多いことについて、「安政六年正月神奈川、その後の横浜の開港とともに広東、上海方面にまで進出していた欧米系商社は更に横浜へ進出するにいたり、これ等外国商社の買弁使用人として広東人の渡来するものが少なくなく、その後今日にいたるまで在浜広東人は、各幫を凌駕して圧倒的多数を占める結果となった」とする。

- (20) 前掲「横浜居留地の中国人」頁八六四

- (21) 条約改正実施に先立つ明治三十年一月、樺山内相は西外相に「清国人無条約国人無籍外国人ニ適用スヘキ警察ニ関スル法律規則」及び「清国人無条約国人無籍外国人ニ適用スヘキ県定警察規定」を示し、特に清国人を対象とした「取締法令」を明らかにした。この規則は清国人の治安を問題にした項目も多くみられるが、阿片法、富籤取締など、従来から「南京町」の悪評を裏書するような項目も多々みられる。

- (22) 前掲「横浜居留地の中国人」頁九〇五

- (23) 「清国人ノ内地雜居ニ関シ請願ノ件」(外務省『日本外交文書』第三二卷 昭三〇 頁九三)

〈付記〉

資料の閲覧に際し外務省外交史料館・東京都公文書館の方々に御協力を賜わり、末尾ながら感謝の意を表します。

また、本稿は資料調査にあたり、昭和六〇年度文部省科学研究「明治期における在留清国人の法的地位(婚姻と国籍を中心に)」(奨励研究A・課題番号 60710216)の調査費を一部利用したものです。